

○北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）**抜粋**

（水資源保全地域の指定）

- 第17条 知事は、基本指針に沿って、公共の用に供する水源に係る取水地点（地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。）及びその周辺の区域（国有地を除く。）であって、当該区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認めるものを、当該区域が所在する市町村の長の提案に基づき、水資源保全地域として指定することができる。
- 2 知事は、前項に規定する提案に基づく場合のほか、市町村長から他の市町村の区域に係る提案があった場合その他水資源の保全のため特に必要があると認める場合は、同項の規定に基づき水資源保全地域を指定することができる。
- 3 知事は、第1項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）に当たっては、林業その他の地域における産業との調和に配慮するものとする。
- 4 指定は、水資源保全地域ごとに、指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針（以下「地域別指針」という。）を定めてするものとする。
- 5 地域別指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- （1）指定の区域に関する基本的事項
- （2）指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項
- 6 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び北海道水資源保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、告示した日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域及び地域別指針の案を公衆の縦覧に供しななければならない。
- 8 前項の規定による告示があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定の区域及び地域別指針の案についての意見書を提出することができる。
- 9 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域及び地域別指針を告示しなければならない。
- 10 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 11 第6項から前項までの規定は、指定の解除又は指定の区域若しくは地域別指針の変更について準用する。

(設置)

第26条 北海道における水資源の保全を図るため、知事の附属機関として、北海道水資源保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第27条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、水資源の保全に関する重要事項を調査審議すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、水資源の保全に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第28条 審議会は、委員9人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第29条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 水資源の保全に関する知見を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。